

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 長岡京市勝竜寺八反田1	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は レンゴ-（株）京都工場 工場長 仁木 英文
--	---

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の上たる業種	段ボールシート製造販売、段ボールケース製造販売
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月

基本方針	1. 環境関連法の遵守 2. 省資源・省エネルギーの推進 3. 廃棄物の適正処理と最終処分量の削減 4. 環境負荷の小さい製品の研究・開発と供給 5. 環境に配慮した資材の調達と生産活動の推進 6. 環境に配慮した海外事業活動の推進 7. 広報、啓発、社会活動の促進
------	---

推進体制	工場長を中心として構成される「環境委員会」を通じて、各部門が情報伝達や意思決定を速やかに行い連携することで環境保全活動を実践している
------	--

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容
	18~19	受変電設備	設備更新に伴う、損失電力量の削減
19	コンプレッサ	コンプレッサ更新及び、台数制御装置導入により電力量の削減	
18	太陽光発電	太陽光発電装置の導入	
18~19	扇搬送設備	インバーター化に伴い電力量の削減	

温室効果ガスの排出量等	排出区分	目標年度（計画）			報告年度（実績）	
		基準年度（実績） （17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	報告年度（実績） （18）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （実績） （%）
A	事業所等排出区分	6,963 t	6772 t	-2.7 %	7324.0 t	5.2 %
B	輸送車両排出区分	t	t	%	t	%
C	その他排出区分	t	t	%	t	%
	排出合計	*1 6963 t	*2 6,772 t	-2.7 %	*4 7324.017 t	5.2 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				報告年度（実績）			
		取組量等		（二酸化炭素換算（t））		取組量等		（二酸化炭素換算（t））	
森林の保全及び整備 府内産の木材の利用 自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給 グリーン電力の購入 削減量等合計	（整備面積）	ha	（吸収量）	t	（整備面積）	ha	（吸収量）	t	
	（利用量）	m ³	（削減量）	t	（利用量）	m ³	（削減量）	t	
	（売電量）	kwh	（削減量）	t	（売電量）	kwh	（削減量）	t	
	（熱供給量）	GJ	（削減量）	t	（熱供給量）	GJ	（削減量）	t	
	（購入量）	kwh	（削減量）	t	（購入量）	kwh	（削減量）	t	
	削減量等合計		*3 t	*5 t					

差引排出量 （排出合計-削減等合計）	基準年度（実績）		目標年度（計画）	削減率（計画）	報告年度（実績）		削減率（実績）
	*1	6963 t	(02)-(03) 6772.0 t	-2.7 %	(01)-(05) 7324 t	5.2 %	

特記事項
 二酸化炭素排出量の増加の要因について
 ・コルゲーター二台の平行運転により、両機に蒸気を送気したため蒸気の使用量が増加。
 ・桂工場に乾燥ユニット付きの印刷機導入により電気の使用量が増加。
 ・工程変更により機械の稼働時間の増加。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。
 （例）グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。